



県章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 1

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課） 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） 2
- 事後調査報告書の縦覧（道路街路課） 5
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会の開催（都市計画・モノレール課） 5
- 開発行為に関する工事の完了・12件（南部土木事務所） 5

企業局事項

- 令和3年度における沖縄県企業局職員の夏季休暇の特例に関する規程 9
- 令和3年度における沖縄県企業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令 9

公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第3条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等 9
- 沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示の一部を改正する告示 10

告 示

沖縄県告示第570号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成27年沖縄県告示第197号で認可した那覇広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・71号普天間線
- 3 事業施行期間 平成27年3月20日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成27年沖縄県告示第197号の事業地のうち宜野湾市普天間二丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン南城大里 南城市大里字高平高宮城原97番2ほか10筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンタウン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 加藤久誠
- 3 法第8条第1項の規定による南城市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和3年12月21日から令和4年1月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 株式会社沖縄ゼネラルサービス
(3) 代表者名 宮村敏郎
(4) 所在地 宜野湾市真志喜一丁目7番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第6647号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年4月27日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社ナカモト
(3) 代表者名 仲本達志
(4) 所在地 うるま市字具志川2476番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第8624号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 沖縄県パイル・ヒューム管協同組合
(3) 代表者名 仲本幸文
(4) 所在地 中城村字伊集121番地2 201号室
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-31）第9632号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 佐久本組
(3) 代表者名 佐久本政永
(4) 所在地 読谷村字比謝441番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第4518号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 渡嘉敷組
(3) 代表者名 渡嘉敷眞光
(4) 所在地 うるま市宇宇堅944番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2) 第9884号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 株式会社R i p p l e 沖縄
(3) 代表者名 加山加津美
(4) 所在地 うるま市宇喜屋武479番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第13670号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社まるや開発
(3) 代表者名 仲本政功
(4) 所在地 八重瀬町字東風平794番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第6493号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月20日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社仁組
(3) 代表者名 屋良仁
(4) 所在地 与那原町字板良敷610番地の5
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第6705号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年5月25日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 本村運送合資会社
(3) 代表者名 本村恵彦
(4) 所在地 宮古島市平良字西原121番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1) 第5794号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月4日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社平義建設
(3) 代表者名 平田博之
(4) 所在地 八重瀬町字世名城139番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28) 第5044号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月8日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した

旨の届出があった。

- 11(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社寿興業
(3) 代表者名 島尻恵福
(4) 所在地 那覇市宇国場1181番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第7752号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月15日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 株式会社城工業
(3) 代表者名 金城孝輝
(4) 所在地 浦添市内間二丁目13番13-402号玉城マンション2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第12993号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月18日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社ウイテック
(3) 代表者名 玉城道矢
(4) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番25-410号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第10090号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年6月24日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 シンケンハウス株式会社
(3) 代表者名 新里紹太
(4) 所在地 うるま市宇赤道180番地3 1F
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第7362号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 株式会社平成重車輛
(3) 代表者名 仲嶺哲夫
(4) 所在地 うるま市宇州崎7番地39
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第10128号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 令和3年7月12日
(2) 商号名 有限会社琉渡運輸
(3) 代表者名 玉城秀一
(4) 所在地 浦添市宇大平300番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13002号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 令和3年7月7日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

令和3年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業
 - (2) 種類 一般国道等の新設の事業
 - (3) 規模 南風原知念線の本線部の延長7,400メートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域 南風原町及び南城市
- 4 事後調査の実施期間 令和2年4月20日から令和3年3月26日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号
 - イ 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地2
 - ウ 南風原町経済建設部まちづくり振興課 南風原町字兼城686番地
 - エ 南城市土木建築部都市整備課 南城市佐敷字新里1870番地
 - (2) 期間 令和3年12月21日から令和4年1月25日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部道路街路課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2390
 - (2) 沖縄県南部土木事務所南部東道路建設現場事務所 南城市大里字仲間1112番地2 電話番号098-944-5155

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

令和3年12月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和4年1月19日 午後7時開始
- 2 場所 沖縄県市町村自治会館4階第4・第5・第6会議室 那覇市旭町116番地37
- 3 都市計画の変更の案の概要 那覇広域都市計画区域は今後10年程度人口増加が見込まれることから、保全と開発の両立を図りながら、良好な住環境とともに歴史及び自然資源並びに産業及び観光振興が調和する土地利用が図れるよう、区域区分の見直しを行う。
- 4 意見陳述の申出の方法 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の1週間前（令和4年1月12日午後5時）までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を知事に提出すること。
- 5 書面の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課
- 6 その他 意見陳述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金 城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年4月21日 沖縄県指令南土第216号、令和3年3月19日 沖縄県指令南土第92号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字豊原安田多原67番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市西崎町三丁目110番地サンヒルズてるきな401号 國吉篤男
- 5 検査済証番号 令和3年10月11日 N第1212号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年3月8日 沖縄県指令南土第70号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原44番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安195番地 宜保美代子
- 5 検査済証番号 令和3年10月13日 N第1213号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月30日 沖縄県指令南土第460号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名大名原254番1及び254番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字渡嘉敷18番地ネクステージ京103号 宮国智士、豊見城市字渡嘉敷18番地ネクステージ京103号 宮国里奈
- 5 検査済証番号 令和3年10月14日 N第1214号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月14日 沖縄県指令南土第433号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武喜屋武原255番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂149番地功基103号 入野祐史
- 5 検査済証番号 令和3年10月18日 N第1215号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年12月17日 沖縄県指令南土第527号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯志多伯原91番1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字伊覇63番地1 儀保アパート3-D 神谷武史
- 5 検査済証番号 令和3年10月21日 N第1216号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月6日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年2月8日 沖縄県指令南土第42号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字高良野原門原126番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字与儀47番地サンフラット303 山川大、那覇市字与儀47番地サンフラット303 山川和歌子
- 5 検査済証番号 令和3年10月25日 N第1217号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月4日 沖縄県指令南土第400号、令和3年10月12日 沖縄県指令南土第526号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字阿波根真和志原852番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字阿波根746番地 学校法人津山学園 理事長 津嘉山毅
- 5 検査済証番号 令和3年10月26日 N第1218号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年5月18日 沖縄県指令南土第247号、令和2年12月17日 沖縄県指令南土第525号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名久米原346番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋40番地3 ODRアパート202 糸数吉光、南風原町字照屋40番地3 ODRアパート202 糸数光貴
- 5 検査済証番号 令和3年11月1日 N第1219号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月19日 沖縄県指令南土第346号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川真志久原263番6の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 うるま市勝連平敷屋3991番地 眞鶴孝夫、うるま市勝連平敷屋3991番地 眞鶴奈津美
- 5 検査済証番号 令和3年11月1日 N第1220号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年8月21日 沖縄県指令南土第364号、令和3年10月28日 沖縄県指令南土第562号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平世星原805番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城131番地センチュリー大新マンションA203 與那嶺峻介
- 5 検査済証番号 令和3年11月1日 N第1221号
- 6 工事完了年月日 令和3年9月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月26日 沖縄県指令南土第442号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波与那仁原1116番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字嘉数630番地6 ピュアハウス2 306 赤嶺賢則、豊見城市字嘉数630番地6 ピュアハウス2 306 赤嶺友海
- 5 検査済証番号 令和3年11月8日 N第1222号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年12月21日

沖縄県南部土木事務所長 金城 利 幸

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年9月30日 沖縄県指令南土第381号、令和3年10月25日 沖縄県指令南土第554号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原301番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋804番地の1 コーポ大城4-B 大城哲夫
- 5 検査済証番号 令和3年11月15日 N第1223号
- 6 工事完了年月日 令和3年10月25日

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第10号

令和 3 年度における沖縄県企業局職員の夏季休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和 3 年12月21日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

令和 3 年度における沖縄県企業局職員の夏季休暇の特例に関する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第 7 号）第19条第14号の規定の適用については、令和 3 年度にあつては、同号中「毎年 6 月 1 日から10月31日まで」とあるのは、「令和 3 年 6 月 1 日から同年10月31日まで及び令和 4 年 1 月 1 日から同年 3 月31日まで」とする。ただし、令和 3 年 6 月から同年 10 月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月 1 日以後に新たに職員となった者については、この規程の規定は適用しない。

附 則

この規程は、令和 3 年12月21日から施行する。

沖縄県企業局訓令第 3 号

令和 3 年度における沖縄県企業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令を次のように定める。

令和 3 年12月21日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

令和 3 年度における沖縄県企業局会計年度任用職員の夏季休暇の特例に関する訓令

沖縄県企業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成 8 年沖縄県企業局訓令第 3 号）第15条第10号の規定の適用については、令和 3 年度にあつては、同号中「1 の年の 6 月から10月まで」とあるのは、「令和 3 年 6 月から同年10月まで及び令和 4 年 1 月から同年 3 月まで」とする。ただし、令和 3 年 6 月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月 1 日以後に採用された会計年度任用職員については、この訓令の規定は、適用しない。

附 則

この訓令は、令和 3 年12月21日から施行する。

公 安 委 員 会 事 項

沖縄県公安委員会告示第248号

沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和 3 年沖縄県公安委員会規則第 8 号）第 3 条の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うこととする手続等を次のとおり告示する。

令和 3 年12月21日

沖縄県公安委員会

- 1 電子情報処理組織を使用して行わせる手続等並びに手続等の根拠となる法令の名称及び条項

電子情報処理組織を使用して行わせる手続等	手続等の根拠となる法令の名称	条項
安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任の届出及び解任の届出	道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の 3 第 5 項
警備業の廃止の届出、護身用具の届出及び護身用具の変更の届出	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第 1 項及び第17条第 2 項
小型無人機等の飛行に係る通報	重要施設の周辺地域の上空におけ	第10条第 3 項

	る小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）	
通行禁止道路通行許可の申請及び制限外許可の申請	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
駐車許可の申請並びに安全運転管理者及び副安全運転管理者に関する届出書の記載事項の変更の届出	沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）	第7条第3項及び第13条第3項

2 使用を開始する日
令和4年1月4日

沖縄県警察本部告示第3号

令和3年沖縄県警察本部告示第1号（沖縄県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則第4条第1項に規定する沖縄県警察本部長が定める技術的基準、同項に規定する沖縄県警察本部長が必要と認める事項、同条第7項ただし書に規定する措置及び同規則第7条第1項第2号に規定する措置並びに同規則第9条の規定により定める同規則第8条の規定に該当する場合における書面等への番号等の表示）の一部を次のように改正し、令和4年1月4日から施行する。

令和3年12月21日

沖縄県警察本部長 日 下 真 一

3及び4中「左覧に掲げる法令等の同表右覧」を「左欄に掲げる法令等の同表右欄」に改める。
別表を次のように改める。

別表（3、4関係）

法令の名称	条項
道路交通法（昭和35年法律第105号）	第74条の3第5項並びに第78条第1項、第4項及び第5項
警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項並びに第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行に関する法律（平成28年法律第9号）	第10条第3項
道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）	第5条第1項及び第8条第1項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）	第17条第1項
沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）	第7条第3項及び第13条第3項

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---